

富士市都市公園内キッチンカー（移動販売車）出店者の許可基準を定める要項

令和7年3月10日

1 目的

都市公園利用者の利便性や魅力の向上、及び第三次富士市緑の基本計画策定に係る公園利活用向上に繋がる取組みの社会実験として、公園のオープンスペースを活用したキッチンカー出店の許可基準を定める。

2 出店場所

設置場所 中央公園・広見公園・岩本山公園・富士西公園

※上記設置場所以外の公園での出店を希望する場合は、市と協議後、出店の許可をする場合もあります。

※社会実験や市の関連事業と連携して、富士市内の都市公園等での出店を依頼する場合があります。

※設置場所は、新たに追加する場合や削除する場合があります。

※芝生内への販売車の乗り入れはできません。

3 販売品目

公園利用者の利便性の向上及び休憩所の提供に寄与することができる飲食物等（酒類を除く）。ただし、公園ごとに販売品目が制限されることがあります。

4 出店申込資格と制限

(1) 出店申込資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り申込みをすることができます。

ア キッチンカー（移動販売車）1台ごとに出品承認を受けること。

イ 公的機関の発行する、市内にて有効な営業許可証を有すること。

ウ 営業許可証に記載された営業の種類が、自動車による飲食店営業、菓子製造業であること。

エ 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者であること。

オ 出店期間の始期において営業許可証の期限が有効であること。

カ 過去3年以内に同種の業務の実績を有している者であること。

キ 保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理等）ができる者。

ク 生産物賠償責任保険（PL保険）等に加入していること。

※即日設置撤去が容易にできる場合は、露店形態の飲食店営業も認める場合もあります。

(2) 出店申込制限

次のいずれかに該当する法人又は個人は、許可することができません。

ア 過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者。

イ 国税及び地方税を滞納している者。

ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員等（暴力団員法第2条第6号に規定する暴力団員をいう）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当する者ではなく、かつ、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者。

エ 法律行為を行う能力を有しない者。

オ 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められる者。

カ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者である者。

5 出店申込みから出店開始までの流れ

(1) 申込み

…5-1(1)アに指定する書類を提出してください。

(2) 審査・承認

…申込書類を基に出店が適当な者か審査し承認します。

(3) 承認通知書交付

…承認を受けた者に対して承認通知書を交付します。

(4) 公園内行為許可申請書提出

…本市に出店日を確認の上、一か月前までに提出してください。

(5) 使用料納付・許可書交付

…出店日以前に納付してください。

(6) 出店開始

(7) 出店報告

…出店後、1週間以内に提出してください。

5-1(1) 申込み

ア 申込提出書類

(ア) 出店申込書（様式1）

(イ) 営業許可証一式の写し

(ウ) 食品衛生責任者の写し

(エ) 法人登記簿謄本又は住民票（3ヵ月以内のもの）

(オ) 完納証明書又は納税証明書等の未納がないことの証明

(カ) 生産物賠償責任保険（PL保険）証書の写し

(キ) 誓約書（様式2）

(ク) 販売車写真画像（車幅、全長を記入）

(ケ) 出店代表者・従事者全員の運転免許証等の写し（警察署への照会）

※申込書類等の提出は、提出場所へ持参するものとし、郵送による受付は行ないません。

※提出していただいた書類に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出てください。

イ 申込受付期間：常時

※午前9時～午後5時（但し、土・日曜日及び祝日を除く）

※やむを得ず受付を中止とさせていただく場合もあります。

ウ 申請書類等の提出場所等

（ア）場所：みどりの課（富士市役所 7階）

（イ）方法：提出書類の確認をいたしますので、必ず事前連絡し持参してください。

エ 本要項の配布場所

場 所：みどりの課（富士市役所 7階）

5－（2） 審査・承認

ア 出店承認について

販売品目・営業方法等については本市の指示に従っていただく必要がありますので、都市公園法及び施行令の規定、富士市都市公園条例、本要項を十分に御理解のうえお申込みください。

出店期間については出店承認された年度の3月31日までとします。ただし、次年度以降継続し出店を希望する場合は、添付書類を一部省略することができます。

※ 出店者決定後、「公園内行為許可申請書」の提出が必要です。

※ 本事業終了に伴い、出店承認を取り消す場合もあります。

イ 店舗等営業のために必要なすべての費用は出店者の負担とし、配置等を事前に市（指定管理公園は、指定管理者）と協議していただきます。

また、電気設備・排水設備、水道設備はありませんので、発電機等は出店者で用意していただきます。

5－（3） 承認通知書交付

申込を受理した後、審査し、適格者のみが許可対象になります。審査結果は文書にて通知します。

5－（4） 公園内行為許可申請書提出

ア 申請時期

原則、出店が可能か本市に確認したうえで、出店可能日一か月前までに公園内行為許可申請書を提出していただきます。

イ 営業日

（ア）出店日は出店者の希望日とします。

（イ）イベント開催状況等により出店が認められない場合があります。

※公園で大規模イベント等が実施される際には、営業不可とします。

（ウ）出店日に、同じ公園内で複数事業者による営業が行われる場合もあります。

ウ 営業時間

原則、午前10時から午後4時まで

但し、あらかじめ本市と協議をしていただければ、午前10時以前及び午後4時以降の営業も可能とします。

エ 使用料

富士市都市公園条例で規定する使用料により、許可を受ける面積、営業日数に応じて公園の使用料を納付していただきます。（行為許可66 円/日・㎡）

※使用面積10 ㎡で3 日間営業した場合 1,980 円

※条例改正や消費税増税等により料金が変更された場合は、その額が適用されます。

使用料の不還付の規定は、富士市都市公園条例によるものとする。

オ 許可の取消

出店者が使用料等を滞納した場合、公序良俗に反する使用をした場合には、使用許可を取り消すことができるものとします。

その他、本市が出店を不相当と判断した場合は、出店者と協議を行い、改善が認められない場合は使用許可を取り消すことができるものとします。

出店者が富士市都市公園条例による許可の取消しを受けた場合において、出店者に損害が生じても、本市は一切その責めを負いません。

カ 原状回復

使用期間が満了したとき、または許可が取り消されたときは、出店者の負担により、本市が指定する期日までに使用箇所を現状に回復していただきます。

キ 出店報告（様式3）

出店終了後、1 週間以内に、来店者数及び売上、販売品目の上位3 品目について、報告をすること。

※公園の民間活力導入を検討する資料として、社会実験に協力をお願いします。

5－（5） 使用料納付・許可書交付

出店可能日一か月前までに申請していただいた公園内行為許可申請書を審査し、使用料を納めるための納付書と許可書をお送りいたします。お送りする納付書を使用していただき、出店日までに納付してください。

5－（6） 出店開始

ア 注意事項

（ア）キッチンカー（移動販売車）設置スペースは禁煙としてください。

（イ）法令が定める申請・届出や、必要な資格者の設置は、出店者の責任と負担で実施してください。

（ウ）設置スペースは常に清潔に保ち、清掃や廃棄物処理に係る費用は、出店者の責任と負担で実施してください。

（エ）出店者は、キッチンカー付近にゴミ箱を設置することとし、その設置費用及び清掃や廃棄物処理に係る費用は、出店者の責任と負担で実施してください。

（オ）酒類、消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの、及び本市が不相当と判断したものは販売できません。ただし、酒類は本市の指示により販売できる場合もあります。

（カ）調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置することとします。

- (キ) 来園者が滞在できるよう出店時にイス・テーブル等の設置を認めます。
- (ク) 地震、津波等の天災、火災、洪水、疫病、暴動、警報発令時、又は偶発的事象によるものである場合には、出店について指示することがあります。

6 損害賠償

- (1) 出店者はその責めに帰する理由により、公園施設の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、公園施設を現状に回復した場合はこの限りではありません。
- (2) 出店者は、出店場所の使用に当たり、富士市または第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。
- (3) 移動販売の実施に当たり、出店者又は出店者の従業員に損害を生じても、本市は、その責めを負いません。

7 定めのない事項等の処理

本要項に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（富士市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、本市と出店者の協議の上処理するものとします。

8 要項の変更等について

運営上の事情等により、本要項を予告なく変更・改定・廃止する場合があります。

9 申込書類等提出場所（要項の配布場所含む）及び問合わせ先

〒417-8601

富士市永田町1丁目100番地

都市整備部みどりの課（富士市役所 7階）

電話 0545-51-0123 FAX 0545-53-2772

E-mail midori@div.city.shizuoka.jp

10 公園内行為許可提出先（富士市都市公園指定管理者）

〒417-8601

富士市永田町2丁目112番地

（公財）富士市振興公社 公園事業課（中央公園 管理事務所）

電話 0545-55-3553 FAX 0545-57-0180

E-mail park@fuji-kousya.jp

HP fuji-kousya.jp

附則

令和 7年 3月17日改訂